

分担金・拠出金の名称	常設仲裁裁判所 (PCA) 分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	6,531千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	常設仲裁裁判所 (PCA)	分担金			B
国際機関等の概要及び 成果目標	<p>(1) 当該機関の設立経緯等・目的 常設仲裁裁判所(PCA)は国際紛争平和的処理条約(1899年・1907年)によって設立することが定められた100年以上の歴史を持つ国際機関である。外交上の手段によって処理することができない国際紛争を直ちにそして容易に付託することを目的とした仲裁システムを目指し、常時依頼することができる。また、仲裁事件の手続、その公開・非公開を選択でき、仲裁委員の構成も当事者の意思を反映させることができる等、裁判手続に比して、より当事国の意思を主体とした紛争解決手続である点特徴的である。当裁判所は国際司法裁判所(ICJ)とは異なり常勤の裁判官がいる訳ではなく、各締約国が仲裁委員として任命した国別裁判官団、各専門分野の専門家リストが名簿に登録されて管理され、紛争が生じたときには、当事国の合意に基づいてこの名簿から仲裁裁判官を選任することができる。</p> <p>(2) 拠出に当たっての成果目標 PCAに毎年係属している紛争の処理割合が一定以上であることを目標とし、国際社会における法の支配の推進への寄与度を図ることを目標とする。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<ul style="list-style-type: none"> 国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判を通じて解決することを目的としている。2000年代以降の常設裁判所の広報活動の強化、私人又は国際機関が一方の当事者となる仲裁裁判の利用促進、扱い得る紛争を拡大するための各種選択規則の整備、事務局職員の待遇改善・増員等によりその利用が促進され、2016年の係属事案数は148件(前年から10件の増加)となり、国際社会における法の支配の推進に大きな役割を果たしている。特に国家間の紛争の処理については、世界的な権威を有しており、昨年までの南シナ海に関するフィリピンと中国との間の仲裁の舞台ともなった。近年は、投資仲裁の事件の係属が増加しており、投資紛争解決国際センター(ICSID)に次ぐ事案処理数となっている。 2016年、PCAは国際商事仲裁協議会(ICC)、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)との連携の下、モリシャスにおいて、アフリカにおける仲裁制度の活用促進に関するワークショップを行い、また、近時のアジアでの仲裁事件増加に応じて、マレーシア等と宿主国合意を締結するなど積極的なアウトリーチ活動を実施している。さらに、教育・研究機関における講義、講演会の開催、PCA国際事務局事務総長等の締約国への訪問、年次報告書の公表等により、活動の成果を発信し、ビジビリティを確保している。 国連海洋法条約(UNCLOS)、UNCITRAL等における国際紛争の仲裁の事務局として機能している。また、1968年にICSID、2010年に米州機構(OAS)、2015年にアフリカ連合(AU)と協力協定を締結している。 PCAにおける分担金に関して日本は米国・英国・ドイツ及びフランスと並ぶ最高の50単位を負担しており、我が国の分担金はPCAの運営に多大なる貢献をしている。また、原則年に2回行われる評議会においても、その強い発言権を維持し、評議会に付される各種議題につき適時適切に発言をし、議論に貢献している。更には、発展途上国を中心とした分担金未払問題についても毎回の評議会で言及し、その問題の解決に努めている。 			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> オランダ会計検査院(Netherlands Court of Audit)による外部監査を実施。2016年の監査報告書については、2017年秋頃に提出がある予定。PCAの組織・財政マネジメントについては、全締約国により構成される予算委員会及び評議会(各々原則年2回開催)において報告され、厳しく精査されている。各締約国は、予算や組織運営が適切に行われるよう、財務委員の増員等の人員費増大や事務局発案の新事業等についても、財政面の適切な運営という観点から厳しく精査している。執行済みの予算に関する会計報告については、翌年末の評議会において最終報告が行われ、締約国向けウェブサイト上において公開されている。 2012年から2016年にかけて、係属紛争数は88件から148件に増加しているのに対し、PCAはこれを変動収入によって補っており、加盟国の分担金は名目ゼロ成長となっている。 オランダ会計検査院による外部監査の結果、資金利用に関する特段の問題は指摘されていない。 我が国は、発展途上国を中心とした分担金未払問題について予算委員会、評議会で言及してきている。2013年には、同問題の対応策を検討するため、非公式グループ「議長フレンズ」を設置した。さらに、2015年より、分担金未払国に対してPCA事務局から個別にリマインダーを送付する取組を開始した。これらの取組により、未払国は2013年に18か国であったのに対し、2016年末時点で9か国まで減少した。また、手数料に依存した財務体質では財政の持続可能性が確保できないとの問題意識から、行財政の公式、非公式の会合に積極的に参加し、PCAの発展と健全な財政の維持の両立のため発言を行っている。2017年度予算案については、当初PCA事務局より、インフレ等を理由に加盟国の分担金を前年度比6%増とする予算案が提示されたが、我が国は名目ゼロ成長(ZNG)を基本としつつ、増加分に対する詳細な説明、増加率の縮小を求め、最終的な増加率を3%増にとどめた。 			

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、国際社会における法の支配の強化を外交政策の柱の1つとしており、様々な機会に力や威圧ではなく法に基づき紛争を平和的に解決することの重要性を訴えている。PCAの分担金については、これまで我が国は米国・英国・ドイツ及びフランスと並ぶ最高の50単位を負担しており、その運営に多大なる貢献をしている。当該分担金は、我が国の外交の基本理念の推進に不可欠であり、その減額は、国際社会に対し、我が国が法の支配に対するコミットメントを後退させたとの誤ったメッセージを与えるおそれがあり不适当である。 ・原則年に2回行われる評議会においても、その強い発言権を維持し、評議会に付される各種議題につき適時適切に発言をし、議論に貢献している。更には、発展途上国を中心とした分担金未払問題についても毎回の評議会でも言及し、その問題の解決に努めている。 ・PCA事務次長が2014年12月に来日。また、2017年2月、ハーグにおいて、外務省国際法局長とPCA事務局長との意見交換が行われた。このほか、折に触れて、在オランダ日本国大使館とPCAの事務局職員との間で意見交換を行い、PCAの活動状況等に関する情報収集を行っている。 ・PCAは、国家間の紛争のみならず、国(国際機関)・私人間の紛争にも開かれていることから、その適切な運営は、日本企業のビジネス環境整備の観点からも有意義である。 ・年に2回(原則)行われる評議会等において、最大の分担金拠出国として強い発言権を維持し、評議会に付される各種議題につき適時適切に発言をし、議論に貢献している。また、その他にも機会を捉えて、ハイレベルでの意見交換を行ってきている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、PCA事務局には日本人職員(専門職以上)は在籍していない。 ・PCA事務局は、「地理的配分ポスト数」や「望ましい日本人職員数」を設定していない。なお、2016年時点において、PCA事務局には45名の職員(正規専門職)が在籍している。我が国の分担金拠出比率は、6.4%であり、比率に応じた日本人職員数は3名となる。 ・年に2回(原則)行われる評議会等において、最大の分担金拠出国として強い発言権を維持し、評議会に付される各種議題につき適時適切に発言をし、議論に貢献している。 ・2017年2月には、PCAの首席法務官から在オランダ日本国大使館に対し、日本人職員の派遣の検討の参考となる情報(PCAへの職員の派遣形態等)について情報提供があった。 ・在オランダ日本国大使館よりPCA事務局職員に対し、PCAの日本人職員派遣の可能性について打診・照会を行った。その結果、先方より、「地域的な多様性の観点からも、日本語などのアジアの言語を母国語とする人材が内部で勤務することは望ましいといえ、特にPCAに金銭的な負担がない形で戦力となる人材が派遣されることは良いことであると考えている」との回答があり、ベトナムの政府職員を情報のアクセス制限を前提にトレーニングエキスパートとして受け入れたケースについて紹介があった。 ・なお、PCA事務局には、2016年9月より、1名の日本人職員(Assistant Legal Counselのポジション)が在籍している。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のPDCAサイクルを確保している。 PLAN: 予算委員会(全締約国により構成)・財務委員会のもと、次年度の予算・会計が作成され、全締約国によって構成される評議会によって承認されている。 DO: 評議会によって承認された予算は付託された紛争処理手続や人件費に使用され、常時そして速やかに、当該紛争を処理することに努めている。 CHECK: 財務委員会による予算執行に関する監査が毎年度行われる。 ACT: 毎年度2回(原則)行われる評議会では予算執行について議論され、前年度の問題等について締約国により協議される。 ・2016年の会計報告書については、締約国向けウェブサイトに掲載されている。残余金は発生しておらず、分担金は適切に執行されている。 ・上記“ACT”に加え、行財政の公式、非公式の会合に積極的に参加し、PCAの発展と健全な財政の維持の両立のため発言を行っている。
担当課室名	国際法課	